

久喜市長の権限に属する事務の一部の農業委員会への委任及び農業委員会の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

久喜市長の権限に属する事務の一部の農業委員会への委任及び農業委員会の補助執行に関する規則（平成２２年久喜市規則第１４４号）の一部を次のように改正する。

第２条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。